

# さまざまな相談

いろいろな悩みを抱え、ひとりで解決しようとして状況がかえって悪化する場合があります。専門の相談窓口にまず連絡してみましょう。



## 不妊・不育症でお悩みの方へ

不妊や不育症に関するさまざまな相談をお受けしています。男女問わずご相談ください。※お電話が繋がらない場合は時間をおいておかけ直しいただくか、ぜひメール相談をご利用ください。

相談先	相談名	日時	HP
<b>愛媛県不妊専門相談センター</b> <small>愛媛大学医学部附属病院 ※県受託事業</small>	電話相談（医師・看護師） ☎ 080-7028-9836	【水】13:30～16:30	
	面接相談／メール相談	「相談受付フォーム」から予約・申し込み <small>※詳しくはHPをご覧ください。</small>	
<b>愛媛県休日不妊相談ダイヤル</b> <small>（一社）愛媛助産師会 ※県受託事業</small>	電話相談（助産師） ☎ 080-4359-8187	【土】13:00～17:00	
<b>不妊治療データ検索アプリ「cocoromi」</b>	愛媛県民向けの特設ページから専門家に相談ができます。また、トークルームを使用して匿名で情報交換もできます。		

## 治療費の助成

### 不妊治療費等の助成

市は、令和4年4月から保険適用になった一般不妊治療（タイミング療法・人工授精）や特定不妊治療の自己負担分（上限あり）の助成を行っています。詳しくは市のHPをご確認ください。

一般不妊  
治療費助成 ▶



特定不妊  
治療費助成 ▶



### 不育症検査・治療費の助成

妊娠するものの流産や死産をくり返してしまう場合を「不育症」と言います。市は不育症と診断された方が受けられる不育症に関する検査及び治療で、医療保険の適応外のものについて、一治療期間ごとに5万円を上限として助成を行っています。

不育症検査・  
治療費助成 ▶



お問い合わせ 新居浜市保健センター ☎ 0897-35-1070 FAX 0897-37-4380

## 子育て相談について

相談名・内容	日 時	相談先
<b>すこやかダイヤル</b> 子どもの健康・食事・予防接種・歯に関することなど	<b>【月～金】</b> 8:30～17:15	新居浜市保健センター ☎ 0897-35-1070 FAX 0897-37-4380 すまいるステーション(保健センター内) ☎ 0897-35-1101 FAX 0897-37-4380
<b>利用者支援専門相談</b> 子どもおよび保護者の相談に応じて、必要な子育て情報の提供や助言を行い、関係機関との連携を行っています。 ※電話にて、面接日を調整します。	<b>【月～金】</b> 8:30～17:15	すまいるステーション(子育て支援課内) ☎ 0897-65-1571 FAX 0897-37-3844
	<b>【月～金】</b> 9:00～16:00	子育てひろばラトル内 (P.45) ☎ 0897-47-3336 ✉ niihama@conet-ehime.or.jp ※メールにて相談・予約可。予約制相談は月曜～土曜9:00～17:00に対応します。
	<b>【月・火・木・金・土】</b> 10:00～16:00	子育て広場ポノ内 (P.46) ☎ 0897-47-7776 🌐 <a href="https://www.mammys-f.jp/pono/">https://www.mammys-f.jp/pono/</a> ※HPより「会員登録」完了後、利用予約の「育児相談」からお申込みください。
<b>家庭児童相談</b> 家族関係の悩み、虐待など子どもの養育上のあらゆる問題について	<b>【月～金】</b> 8:30～17:15	子育て支援課内 家庭児童相談室 ☎ 0897-65-1571 FAX 0897-37-3844
<b>婦人相談</b> 女性の悩みや家庭内の子育ての悩みなどの相談	<b>【水】</b> 9:00～16:00 <b>【月～金】</b> 8:30～17:15	ウイメンズプラザ(子育て支援課) ☎ 0897-65-1242 (要予約) 子育て支援課 ☎ 0897-65-1571 FAX 0897-37-3844
<b>児童相談所虐待対応ダイヤル</b> <small>いちやく</small> <b>虐待かもと思ったら 189 番へ</b> 虐待を発見し防止することが、子どもばかりでなく親を救うことにもなります。	毎日 24 時間 ※一部の IP 電話はつながりません。	<b>お近くの児童相談所</b> ※携帯電話からはオペレーターがつかげます。 ※通告・相談は匿名でも可能。ご連絡いただいた方の秘密は必ず守ります。 ☎ 189

## こころと体について

相談名・内容	日時	相談先
<b>健康相談</b> 思春期から更年期まで幅広い年代の女性を対象とした健康相談	<b>【月～金】</b> 8:30～17:15	西条保健所 難病・母子保健係 ☎ 0897-56-1300 (内線 319) ☎ 0897-56-3848
<b>女性の職業生活・家庭生活相談</b> 職場や家庭での悩み事など	<b>【土】</b> 13:00～17:00	ウイメンズプラザ ☎ 0897-37-1116 (相談専用) 男女参画・市民相談課 ☎ 0897-65-1233 (面接予約)
<b>こころのダイヤル</b> 悩みごと・心の相談	<b>【月水金】</b> 9:00～12:00 13:00～15:00	愛媛県心と体の健康センター ☎ 089-917-5012
<b>愛媛いのちの電話</b> 誰にも相談できず一人で悩んでいる人のための電話相談	<b>【毎日】</b> 12:00～24:00 年中無休	社会福祉法人愛媛いのちの電話 ☎ 089-958-1111 (相談専用)
<b>日本いのちの電話連盟</b> 誰にも相談できず一人で悩んでいる人のための電話相談 ※インターネット相談、ナビダイヤル番号あり (ホームページ参照)	<b>【毎日】</b> 16:00～20:00 <b>【毎月10日】</b> 8:00～翌朝8:00	一般社団法人 日本いのちの電話連盟 ☎ 0120-783-556 (フリーダイヤル) <a href="https://www.inochinodenwa.org/">https://www.inochinodenwa.org/</a>
<b>DV相談</b> 身近な相談窓口として情報提供・援助などを行い、相談から自立まで総合的な支援	<b>【月～金】</b> 受付 8:30～17:15 相談 13:00～17:00	新居浜市配偶者暴力相談支援センター ☎ 0897-65-1480
<b>緊急の場合は、「110番」</b> ※または、新居浜警察署生活安全課へ ☎ 0897-35-0110 (24時間対応)		
<b>暴力に苦しむ女性と子どものサポート</b> 生活支援・就労支援・子育て支援・各関係機関への同行支援など	来所相談 <b>【火】</b> 13:00～17:00 携帯電話相談 <b>【毎日】</b> 8:00～20:00 (原則)	NPO 法人新居浜ほっとねっと 新居浜市総合福祉センター相談室開設 ☎ 080-1996-3609 (携帯電話相談専用) <a href="http://nihama-hot.net/">http://nihama-hot.net/</a>

# ひとり親家庭の相談・支援について

相談名・内容	日時	相談先
<b>ひとり親相談（母子・父子家庭）</b> 母子・父子自立支援員による生活・住まい・子どもの養育など	【月～金】 8:30～17:15	子育て支援課 給付係 ☎ 0897-65-1242 FAX 0897-37-3844
<b>ひとり親家庭等特別相談</b> 弁護士による母子（父子）家庭の抱える法律の問題 ※事前に電話予約が必要です	【月火木金日】 10:00～18:00	愛媛県母子寡婦福祉連合会 ☎ 089-907-3200 FAX 089-907-3201 http://ehime-sjss.com/

手当・助成等	詳細	お問い合わせ (0897)												
<b>児童扶養手当</b> ※父子世帯も対象	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に貢献し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。支給額は、所得額により異なる。 <b>支給額</b> (令和5年4月～)	子育て支援課 給付係 ☎ 65-1242 FAX 37-3844												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>全額支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童が1人の場合</td> <td>44,140円</td> <td>44,130円～10,410円</td> </tr> <tr> <td>児童が2人目の加算額</td> <td>10,420円</td> <td>10,410円～5,210円</td> </tr> <tr> <td>児童が3人目以降の加算額（1人につき）</td> <td>6,250円</td> <td>6,240円～3,130円</td> </tr> </tbody> </table>		児童数	全額支給	一部支給	児童が1人の場合	44,140円	44,130円～10,410円	児童が2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円	児童が3人目以降の加算額（1人につき）	6,250円	6,240円～3,130円
	児童数		全額支給	一部支給										
	児童が1人の場合		44,140円	44,130円～10,410円										
児童が2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円												
児童が3人目以降の加算額（1人につき）	6,250円	6,240円～3,130円												
<b>ひとり親家庭医療費助成制度</b> ※父子世帯も対象	ひとり親家庭の親または児童が、疾病または負傷のため医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担相当額（食事療育費等を除く）を助成。県外受診等で自己負担された場合の医療費の請求については、お問い合わせください。													
<b>母子父子寡婦福祉資金貸付制度</b>	ひとり親家庭および寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付けを行います。一定の条件を満たす必要があるほか、各資金により必要書類が異なりますので、必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。													
<b>母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業</b>	母子家庭の母や父子家庭の父の経済的な自立に向け、職業能力開発のための講座受講や就業に有利な一定の資格取得のための一定額の助成。対象講座や対象資格などに制限があるので、必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。													
<b>母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業</b>	就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で修業する母子家庭の母または父子家庭の父に対して、生活の負担軽減のため一定額の助成をします。必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。													
<b>公営住宅への入居</b>	公営住宅とは県または市町が整備し管理運営される低所得者向け賃貸住宅です。家賃は、入居者世帯の収入や住宅の規模等により決定されます。また、応募の際に家庭環境や健康状態に応じた優遇処置があります。	県管理…① 市管理…②												
<b>認可保育所の保育料軽減措置</b>	参照：P.67													
<b>就学援助制度</b>	参照：P.73													

① 県管理の公営住宅…愛媛県東予地方局 建設部 建築指導課 西条市喜多川1796-1

☎ 0897-56-1300 (内線416) FAX 0897-55-4693

② 市管理の公営住宅…新居浜市営住宅管理グループ 新居浜市一宮町1-6-37 (横山ビル1階)

☎ 0897-47-5218 FAX 0897-47-5217

※相談日は祝日・年末年始を除く場合があります。

# いくつ知ってる？ マーク&カード



## マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に携帯し、配慮を周囲の人をお願いするためのマークです。妊娠の届出の際に、母子健康手帳と共にマタニティマーク入りグッズ（キーホルダー等）をお渡ししています。

## ヘルプマーク

外見から分からなくても、援助が必要な方が身に付けるマークです。



## ヘルプカード

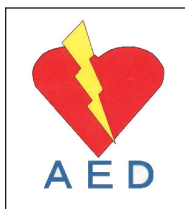
障がいのある人などが、具体的な困り事や手助けの方法などを書いて携帯するカードです。

## パーキングパーミット

愛媛県では障がいのある方、高齢の方などで歩行が困難な方、出産前後やけがで一時的に歩行が困難な方に対して、パーキングパーミット（利用証）を交付し、施設の身体障がい者等用駐車場の適正な利用を働きかける「パーキングパーミット制度」があります。



問 地域福祉課 ☎ 0897-65-1237



## AED

AED（自動体外式除細動器）の設置場所を示すマークです。AEDとは、突然心停止状態に陥った心臓に対して、電気ショックを与えて、正常な状態に戻すための医療機器です。

新居浜市消防本部では、心肺蘇生やAEDの使い方、ケガの手当など、応急手当を習得して頂けるよう、救命講習を開催しています。

問 新居浜市消防本部 ☎ 0897-34-0119



「JIS Z8210」より引用

## 避難場所

災害の危険から逃げるために、緊急的に避難する場所です。

## 避難所

主として、災害の危険が去った後に開設されます。住宅が損壊するなど生活の場を失った場合に、避難生活を送るための施設です。



「JIS Z8210」より引用

# 障がいのある子どもの相談・支援について

相談名・内容	日時	相談先
<b>障がい児者総合相談窓口</b> 相談支援専門員による障がいについてのさまざまな相談	【第2金】 10:00～12:00	地域福祉課 ☎ 0897-65-1237 FAX 0897-37-3844
<b>子どもの発達についての相談</b> お子さんの育児や発育・発達・学習方法などについて	【月～金】 9:00～17:00	発達支援課 (こども発達支援センター) 参照P.17 ☎ 0897-65-1302 FAX 0897-32-6822

## 手当や医療費の助成

障がい者手帳を取得することで、障がいの種類や程度に応じてさまざまな制度や福祉サービスを受けることができます。未熟児養育医療給付制度・小児慢性特定疾病医療費助成についてはP.13を参照。

手当・助成	詳細	お問い合わせ (0897)
<b>特別児童扶養手当</b>	精神または身体に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方で一定の要件に該当するとき手当を支給しています。所得により支給制度があります。 <b>支給額</b> (令和5年4月～) 1級(重度障害児)月額 53,700円 2級(中度障害児)月額 35,760円	子育て支援課 給付係 ☎ 65-1242 FAX 37-3844
<b>障害児福祉手当</b>	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)の方で一定の要件に該当するとき手当を支給しています。 <b>支給額</b> 月額 15,220円	
<b>重度心身障がい児医療費の助成</b>	重度の心身障がい児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、保険給付対象となる医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担するものです。 ※県外受診等で自己負担された場合の医療費の請求については、お問い合わせください。	
<b>心身障害者扶養共済制度</b>	心身障がい者を扶養している保護者が、自らの生途中で毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことが(死亡・重度障がい)があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。	地域福祉課 ☎ 65-1237 FAX 37-3844
<b>自立支援医療費給付事業</b>	<b>育成医療</b>	身体に障がいのある児童(18歳未満の者)に対し治療(手術等)によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療で、かつ治療効果が期待できる場合にその費用の一部を公費で負担するものです。
	<b>精神通院</b>	統合失調症やうつ病などの精神疾患(てんかんを含みます)、発達障がいなどのために行う通院医療費の1割分が自己負担となります(保険適用分のみ)。

## 障がい福祉サービスの利用

障がいのある方が、地域で安心して暮らせるように必要に応じて住宅・施設で介護の支援を受けられます。介護給付（居宅介護、短期入所等）と地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援等）、児童福祉法による通所給付（児童発達支援等）があります。利用するためには、申請→調査→決定の手続きが必要です。まずは地域福祉課にご相談ください。

## 通所給付事業

**児童発達支援：**心身の発達に心配のあるお子さんに対して、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように援助します。

**放課後等デイサービス：**学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

地区	施設名	住所	TEL(0897)	児童発達支援	放課後等デイサービス
川西	vivre（重症心身障がい児）	若水町 2-4-38	35-3003	○	○
	ナイスにしばら	西原町 2-4-16	47-8452	○	○
	びあ・いろはプラス	北新町 2-37	47-0611	○	○
	キッズなないろ	繁本町 7-30	47-6467	○	
	KID ACADEMY 新居浜校	新須賀町 3-1-50	34-6740	○	
	はげみ園	高木町 2-60 総合福祉センター内	32-8129	○	
	療育ルームいろは		33-4860	○	
	放課後クラブびあ		33-4860		○
	えーる	庄内町 3-4-37	37-0039		○
	えーるきた	庄内町 4-1-38	47-7525		○
えーるいーすと	庄内町 4-5-33	66-7103		○	
ひらり新居浜ルーム	若水町 1-2-50	66-9911		○	
上部	放課後クラブびのきお	坂井町 3-6-35	47-8558		○
	smile	坂井町 3-3-27	47-4373		○
	ナイスほしばら	星原町 15-49	47-6408	○	○
	Olive	瀬戸町 12-47	43-6777	○	○
	さくら	角野新田町 3-3-36	66-7411		○
	High Touch	中村 1-1-44	40-7010		○
	にじいろばんだ	篠場町 10-25	43-5634		○
	さわやか愛の家にいはま館	東田 3-乙 11-77	43-3666	○	○
	Happy	横水町 8-20	66-8440		○
	おひさまきつず新居浜萩生事業所	萩生 739-10	66-7490		○
川東	ナイスおおじょういん	大生院 343-4	66-9331	○	○
	ナイスしののめ	東雲町 2-12-44	66-7517	○	○
	みらい	垣生 1-6-25	66-8133		○
	わくわくクラブ	多喜浜 1-2-16	46-4545		○
放課後クラブびのきお かわひがし	松神子 1-8-14	45-0038		○	

## 委託相談支援事業所

障がいのある方やご家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供し、福祉サービスの利用支援を行います。

	施設名	住所	TEL(0897)
川 西	支援センターあゆみ苑	西の土居町2-8-12	33-4655
	新居浜市社会福祉協議会障がい者相談支援事業所	高木町2-60	37-0702
	生活支援センターわかば	政枝町2-6-42	32-5630
上 部	まごころの会	角野新田町1-1-28	47-6682
	どんでんどん	下泉町2-7-25	40-8716
	指定特定・障害児相談支援事業所 まさき育成園	大生院1686	41-6191

問 地域福祉課 ☎ 0897-65-1237 ☎ 0897-37-3844

さまざまに相談

障がいのある子どもの相談・支援

## 障がい者支援情報サイト つむぐつなぐ



<http://cfukushi.city.niihama.ehime.jp/>



【HP】

新居浜市の障がい者に関する行政サービスをみなさんに紹介する障がい者支援情報サイトです。支援団体の情報やイベントの情報、行政サービスや施設の情報など、さまざまな情報をわかりやすく掲載しています。

市内にある公共施設・公園・公民館・児童館・スーパーなどのトイレやスロープを画像で確認できます。はじめて行くお出かけ先でのトイレタイムは、あわててしまいますよね。お出かけ前に、バリアフリーマップを確認しておくとお安心ですよ。